

那覇市議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和2年8月24日

議会運営委員会決定

新型コロナウイルス感染症について、去る7月31日に沖縄県緊急事態宣言が発出されるなど、さらなる感染拡大が懸念されることから、本市議会においては引き続き気を緩めることなく取り組む必要がある。よって、次のとおり申し合わせる。

1 持続的な感染症対策の定着・促進

(1) 基本的な感染症対策の徹底について

本会議場、委員会室、議会会議室等において、議員、職員等は、各自で調達したマスクを着用すること。

また、本会議場、委員会室、議会会議室等に入場する議員、職員等全ての者は、入場前に、アレルギーがある場合等の特別な事情がある場合を除き、消毒液による手指消毒を行う等、基本的な感染症対策を徹底するとともに、「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避けるものとする。

(2) 健康管理の徹底について

議員、議会事務局職員は、自らの責任において健康管理を徹底し、次に掲げる事項に該当する場合は、登庁又は出勤を自粛すること。また、家族に該当する事項がある場合は、議会事務局に申し出るものとする。

ア 発熱、咳等の風邪の症状がある。

イ 味覚や嗅覚に異常がある。

ウ 前各号に掲げる症状のほか、新型コロナウイルス感染症特有の症状がある。

(3) 本会議場、委員会室、議会会議室等の適切な換気について

本会議場、委員会室、議会会議室、会派室、議会事務局執務室においては、適宜、扉や窓を開けること等により、換気を徹底すること。

2 本会議及び委員会における対応

(1) 本会議における対応について

ア 本会議においては、定足数に留意しつつ密集を避けるため、各会派において、別表1「会派所属議員数別の出席議員数割当表」のとおり、出席議員数を調整する。なお、出席しない議員は、会派室など議事堂内で待機し、インターネット議会中継の視聴等により議事の状況を把握するものとする。

イ アの規定にかかわらず、議案等の表決時には、原則として全議員が出席するものとする。

(2) 常任委員会における対応について

ア 予算決算常任委員会(全体会)は、本会議における対応に準じる。

イ 予算決算常任委員会(全体会)を除く4常任委員会(分科会)においては、密集を避けるため、審査会場を「議会会議室」と「教育福祉・厚生経済委員会室」の2か所とし、2常任委員会(分科会)ずつ交互に開催する。なお、各常任委員会(分科会)の開催日については、会期日程に記載するものとする。

(3) 説明員については、必要最小限の出席を求めることとする。

(4) 議場内、委員会室内へのマイボトル持ち込みについて

接触感染を防止するため、議場内の演壇及び質問席には水差しを置かないこととする。また、委員会室での湯茶の提供も行わないこととする。

その代替措置として、マイボトルの持ち込みを認め、発言時のみならず議席においても乾燥防止のための水分補給を認めるものとする。

なお、説明員についても、同様な措置を認めることとする。

3 本会議及び委員会等の傍聴について

本会議、委員会等の傍聴については、感染拡大防止の観点からインターネット議会中継の活用を促す。

また、傍聴を希望する場合は、次に掲げる事項に該当しないことを確認し、マスクを着用した上で傍聴していただく。ただし、沖縄県緊急事態宣言中は特に自粛をお願いする。

- (1) 発熱、咳等の風邪の症状がある。
- (2) 味覚や嗅覚に異常がある。
- (3) 前各号に掲げる症状のほか、新型コロナウイルス感染症特有の症状がある。

4 執行機関への意見、要望、問合せ等について

- (1) 議会事務局は、執行機関、那覇市危機管理対策本部等からの報告、通知、情報等を積極的に収集し、これらの情報等をメール等で議員に伝達するものとする。
- (2) 議員から執行機関への意見、要望、問合せ等については、発生状況等に鑑みながら、執行機関の新型コロナウイルス感染症対策に影響を与えないよう配慮するものとする。

5 その他

当面、この申し合わせ事項により対応するものとし、急を要する事項、軽微な変更等については、議会運営委員会委員長及び副委員長が、議長及び副議長と協議の上、対応するものとする。

別表1 会派所属議員数別の出席議員数割当表

会派所属議員数	出席議員数
9名	5名
8名	5名
7名	4名
6名	4名
5名	3名
4名	3名
3名	2名
2名 (※)	1名

※2名会派については、同じ会派の議員が質問又は質疑を行う場合、出席議員数を2名とする。